

○区内の東西移動の利便性を向上とともに、国際競争力強化の拠点である渋谷、新宿、池袋等や東京都北西部・埼玉県南西部と羽田空港とのアクセス利便性の向上など、鉄道ネットワークの充実を図るため、新空港線第一期整備区間の整備を行う。

【実施予定期間】令和7年度から令和23年度

### 【事業内容】

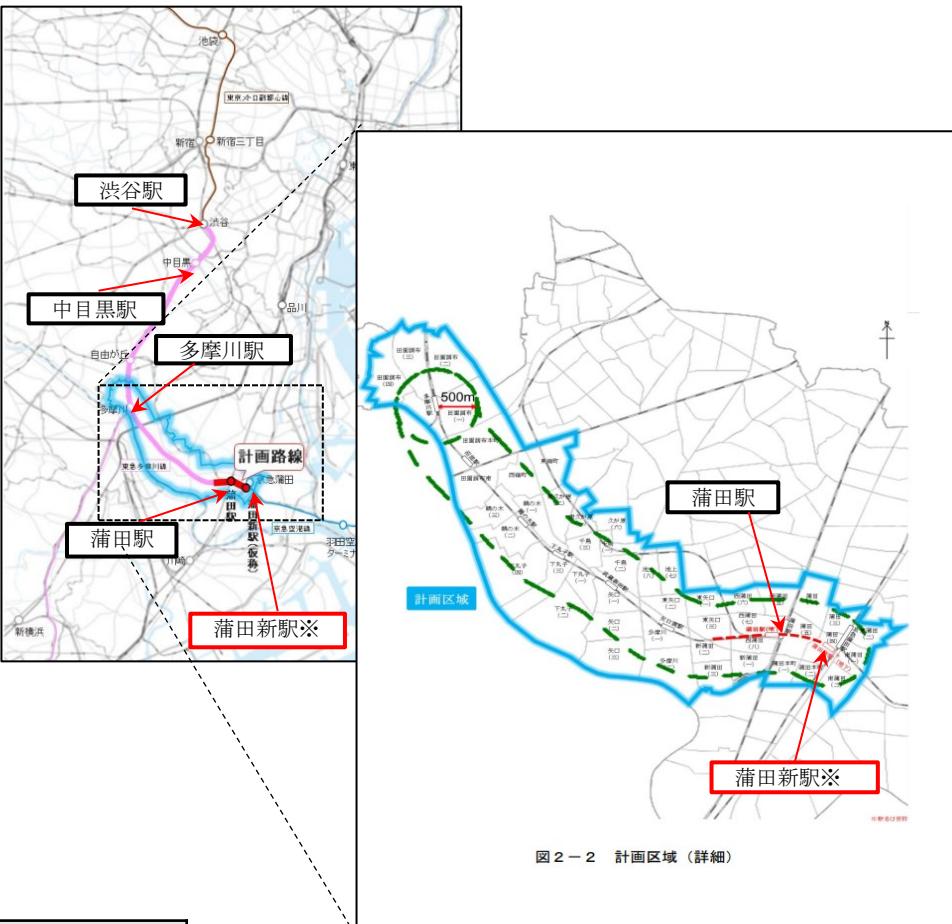
○新空港線（第一期整備区間）（蒲田駅～蒲田新駅※1）の概要

区間	東急多摩川線矢口渡・蒲田駅間～京急蒲田駅付近
計画区間	約1.7km
設置駅	蒲田駅（地下）、蒲田新駅※1（地下）
総事業費	約1,248億円
整備手法	上下分離方式
事業の主体	（上）営業主体 東急電鉄株 （下）整備主体 羽田エアポートライン（株）※2
運行条件	運行区間：渋谷方面～多摩川駅～蒲田駅～蒲田新駅※1 運行頻度（蒲田駅～蒲田新駅※間） 朝最混雑時間帯：20本／時 程度 その他時間帯：10本／時 程度
開業目標	令和20年代前半

### 【整備による効果】

○区内の東西移動の利便性向上  
○渋谷・新宿・池袋等や東京都北西部・埼玉県南西部との  
羽田空港とのアクセス利便性の向上  
○蒲田駅周辺の路線の混雑緩和  
○鉄道ルートの多重化によるリダンダンシーの確保

### 【地域公共交通利便増進事業を実施する区域】



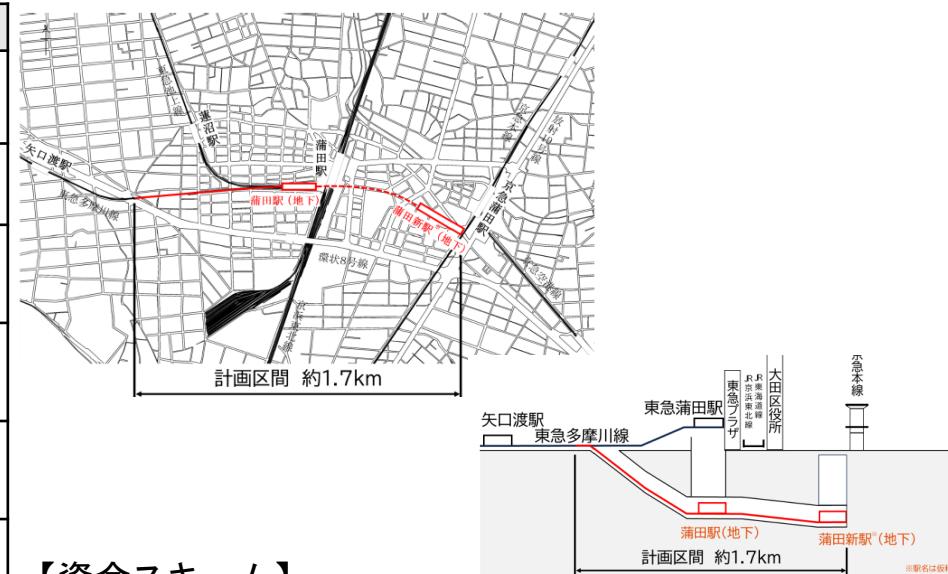
※1 駅名は仮称

※2 大田区と東急電鉄株式会社の出資により設立

## 〔經緯〕

時 期	内 容
昭和62年度	JR・東急蒲田駅から京急蒲田駅間の東西連絡線の整備可能性について調査を開始
平成17年 ～令和4年	大田区新空港線「蒲蒲線」整備促進区民協議会の開催(10回開催)
平成28年4月	<u>交通政策審議会答申第198号で「国際競争力の強化に資する鉄道ネットワークのプロジェクト」の1つに位置付けられる</u>
令和2年9月 ～令和4年6月	東京都と「新空港線及び沿線まちづくり等の促進に関する協議の場」を開催し(全5回)、都区費用負担割合等について合意
令和4年10月	<u>区と東急電鉄株式会社の共同出資</u> により、整備主体となる <u>第三セクター「羽田エアポートライン株式会社」</u> を設立
令和7年1月	都市鉄道等利便増進法に基づき、羽田エアポートライン株式会社及び東急電鉄株式会社が国土交通省に対し、整備構想及び営業構想の認定を申請
令和7年4月	羽田エアポートライン株式会社と東急電鉄株式会社が申請した <u>整備構想及び営業構想が国土交通省より認定</u>
令和7年8月	羽田エアポートライン株式会社及び東急電鉄株式会社が国土交通省に対し、連名で速達性向上計画の認定を申請
令和7年10月	羽田エアポートライン株式会社と東急電鉄株式会社が連名で申請した <u>速達性向上計画が国土交通省より認定</u>
令和7年11月10日	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、大田区が <u>地域公共交通計画(新空港線第一期整備区間沿線地域)</u> を策定
令和7年11月11日	<u>大田区が国土交通省に対し、地域交通法に基づく地域公共交通利便増進実施計画(新空港線(第一期整備区間))の認定を申請</u>
令和8年3月以降	<u>羽田エアポートライン株式会社がJRTTから財投を借入(予定)</u>

### 【事業を実施する区域の平面図・縦断図】



## 【資金スキーム】

内訳		調達方法	
		調達先等	調達主体
補助金	約 795 億円	国、東京都、大田区 (都市鉄道利便増進事業費補助)	羽田エアポートライン(株)
資本金	約 135 億円	大田区、東急電鉄株式会社	羽田エアポートライン(株)
借入金	約 318 億円	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(財政融資資金)等	羽田エアポートライン(株)
総事業費	約 1,248 億円		

※現時点の想定額

## 【参照条文】

○地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号)  
(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構による軌道運送高度化事業等の推進)  
第二十九条の二 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「機構」という。)は、  
地域公共交通計画に定められた軌道運送高度化事業等を推進するため、次の業務を行う。  
一 認定軌道運送高度化事業等の実施に必要な資金の出資及び貸付けを行うこと。

※認定軌道運送高度化事業等：(法第28条第2項)

(略)認定地域公共交通利便増進実施計画に定められた地域公共交通利便増進事業